

2025年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

日本金属製造情報通信労働組合（略称：J M I T U）
J M I T U目黒地域支部 執行委員長 鳴島 孝
東京都目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302号
電話 3719-7131
FAX 3719-7131

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業利益を重視する経営者は最低賃金の引き上げに反対する姿勢を見せています。一方で、中小企業の経営者の多くは「企業の力は人材だ」と考えています。中小企業の経営者は、社員の賃金を上げ生活苦からの解放を思っているのです。

大企業の下請け関係にある大部分の中小企業は、その力関係から製造単価を上げられる位置にありません。ここには何らかの規制策が必要だと訴えます。今、その規制策がすぐにもできないのであれば、最低賃金の物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

以上